

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（令和6年度）

法 人 名	林業・木材製造業労働災害防止協会	根拠法令名	労働災害防止団体法	業 務 の 概 要 （平成元年7月18日民間法人化）
1. 法人の概要	労働災害防止団体法に基づき、林業及び木材製造業について労働災害防止規程の制定、労働者の安全及び衛生について事業主の行う措置に關し援助及び指導を行う。また、労働災害の防止に關して自主的な活動を行うことにより、事業主、事業主団体が行う労働災害防止活動を促進する。			
	役・職員数	理事長等	理 事	監 事
	常 勤	0 人	0 人	0 人
	非 常 勤	1 人	9 人	3 人
		令和6年度(A)	令和5年度(B)	令和5年度比又は令和5年度差(A/B, A-B)
2. 事業 (1)運営費、補助金等	総収入額	13.3 億円	12.9 億円	0.4億円
	補助金等収入額(①)	1.8 億円	1.7 億円	0.1億円
	事業による自己収入額(②)	11.5 億円	11.3 億円	0.2億円
	①/②×100 (%)	15.7 %	15.0 %	104.7%
	経常的運営費用(③)	12.9 億円	12.5 億円	0.4億円
	①/③×100 (%)	14.0 %	13.6 %	102.9%
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無	(有・無)	無	
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由	(事務・事業名) (理由)		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にどまっている理由	(理由)		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無) (内容)	-	
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無) (内容)	-	
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容	(内容)		
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無) (内容)	無	
(4)手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	無	手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	-
	名称(法令等に基づく検定等には※)	※	対価の額	算 定 根 拠 (法令等に基づく検定等については決定方法を付記)
			円 円 円 円 円	(決定者) (決定方法)
	対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無	-	収支状況のインターネットでの公表の有無	-
	対価を伴う自主事業の有無	有	法人における純利益額	36,877,872 円
(5)検査等の事務・事業	法令等に基づく検査等の基準の内容			
(6)外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注 外注しなければならない理由	無	法人の外注金額	円
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	(有・無) (内容)		
(7)事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容(なければその理由)	(有・無) (内容)	有 文書規程、会計規程により公正性を担保している。また契約についても競争入札を原則とし、随意契約については規程で上限額を定めている。	
	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容(なければその理由)	(有・無) (内容)	有 労働災害防止団体法第56条(秘密保持義務)及び職員就業規則第5条(禁止行為)の定めによる。	

3. 機関 (1)役員(除く監査役員)	役員選任規程の有無		有	左の規程がない場合、その理由			
	役員の定数		5名以上10名以内	人	上限と下限の幅がある場合はその幅		
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		役員は定款に基づいて、総代会において選任し、又は解任するため、公正かつ自主的に選任している。				
	役員の任期		2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) (理由)		
	在任年齢に関する規定の有無		有	規定の内容	原則65歳まで		
	役職名	氏名	当初就任年月日	前職	前々職		
	会長 副会長 副会長 専務理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事	中崎和久 菅野康則 溝潤真一 角田透 米澤光秀 東泉清壽 清川主税 丸敏幸 和田善行 高島正弘	令和3年12月1日 令和4年6月1日 令和2年7月13日 平成22年6月7日 令和6年6月5日 令和6年6月5日 令和6年6月5日 令和6年7月17日 令和6年6月5日 令和6年6月5日				
	特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由		同一業界関係者又は事務・事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由				
	(比率)% (理由)		(比率)% (理由)				
	役員報酬の支給基準の有無	有	一般への開闇提供の有無	有	インターネットによる公表の有無		
(2)監査役員	役員会規程の有無		役員会の成立要件				
	有		会長、副会長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議事を決することができない。				
	監査役員選任規程の有無		有	選任規程がない場合、その理由			
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		監査役員は、定款に基づいて、総会等において選任し又は解任するため、公正かつ自主的に選任している。				
	関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由		監査役員が理事を兼ねている場合、その理由				
	監査役員の任期		2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) (理由)		
	在任年齢に関する規定の有無		有	規定の内容	原則65歳まで		
	役職名	氏名	当初就任年月日	前職	前々職		
	監事 監事 監事	綱中勝 川野和彦 玉木健治	平成26年6月4日 令和6年6月5日 平成25年4月26日				
	監査役員報酬の支給基準の有無	有	一般への開闇提供の有無	有	インターネットによる公表の有無		
	監査役員報酬の支給基準の内容		監査役員の退職金の決定方法				
	役員給与規程の定めによる。		役員の退職金支給内規の定めによる。				

総会等の成立要件の有無と内容				総会等における議決要件の有無と内容			
(有・無)	有	(有・無)	有				
(内容)	会員の過半数が出席しなければ会議を開き、議事を決することができない。	(内容)	出席した会員の議決権の過半数で決する。ただし、定款の変更等重要な事項は出席した会員の議決権の3分の2以上の多数で決する。	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容（ない場合は、その理由）			
(有・無)	有	(有・無)	有	定款において、書面をもって表決し又は議決権を委任することにより、総会への出席と見なすことが定められている。			
(内容)		(内容)					
(4)評議員会等				評議員会等における業務実績評価の実施状況			
	評議員会として、総合評議員会が業務実績評価を行う。	(有・無)	有				
		(内容)	学識経験者の中から理事会に諮り会長が委嘱する。				
評議員会等の構成員の役員兼任の有無	無	役員を兼ねている場合、その構成比率（兼務の役員数／評議員会等の構成員数×100）	%				
評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由							
評議員選任規程の有無	有	左の規程がない場合、その理由					
評議員定数	6人以上9人以内	上限と下限の幅がある場合はその幅		3人			
評議員任期	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) (理由)	年			
在任年齢に関する規定の有無	有	規定の内容	原則65歳まで				
(比率) (理由)							
評議員会規程の有無		評議員会の成立要件		評議員会における議決要件			
有	過半数の出席			出席委員の過半数で決する。			
4. 財務及び会計							
(1)会計基準の適用	企業会計原則の適用の有無	無	その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名	特殊法人等会計処理基準			
(2)余裕金の運用	余裕金（財産）の額及び具体的な運用方法	(余裕金の額) (運用方法)			円		
(3)長期借入金	長期借入金の有無	無	長期借入金の返済計画の有無		-		
(4)引当金・特別法上の引当金	长期借入金の返済計画の内容						
引当金・特別法上の引当金等の額				引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無 (公表していない場合その理由)			
引当金・特別法上の引当金等の額	40百万	円	(有無) (理由)	有			
(5)公認会計士監査	退職手当引当金	40百万					
収支決算額	13.3 億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無					
公認会計士監査を実施していない場合、その理由							
5. 株式の保有等							
(1)基金拠出又は出資	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	無	公益法人、株式会社等への出資の有無		無		
(2)事業報告書への記載状況	法定の資金供給業務として行う場合の基金拠出等の有無	無	財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無		無		
事業報告書への記載内容（未記載の場合その理由）	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上ものもの		法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの				
名称							
所在地							
資本金							
事業内容							
役員の状況							
従業員数							
持ち株比率							
法人との関係							
6. 情報公開							
(1)法人における業務及び財務等に関する公表	法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無		同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由		
定款	有	有	有	有			
役員名簿	有	有	有	有			
組合員等名簿	有	有	有	有			
事業報告書・附属説明書類	有	有	有	有			
損益計算書又は収支計算書	有	有	有	有			
貸借対照表	有	有	有	有			
法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有	有	有	有			
監事の意見書	有	有	有	有			
事業計画書	有	有	有	有			
収支予算書	有	有	有	有			

(2)所管官庁における業務及び財務等に関する公表			無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由
	所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無				
定款	有			有	
役員名簿	有			有	
組合員等名簿	有			有	
事業報告書・附属説明書類	有			有	
損益計算書又は収支計算書	有			有	
貸借対照表	有			有	
法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有			有	
監事の意見書	有			有	
事業計画書	有			有	
収支予算書	有			有	
	所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由		所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由 (一部のみ実施の場合も含む)
名称	有			有	
所管する部局（担当局担当課等）の名称	有			有	
主たる事務所の所在地及び電話番号	有			有	
設立年月日	有			有	
代表者の職名及び氏名	有			有	
主な目的及び事業	有			有	
(3)所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料				
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令				
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合				
(4)退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無				
	公表している主な項目	公表していない場合、その理由			
	役職名、氏名、就任時期、経歴				
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無				
	公表している主な項目	公表していない場合、その理由			
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等					
(1)指導監督の実績等	基準に基づく指導監督の実施の有無	有	指導監督の実績及びその主な内容	指導監督基準への適合を引き続き維持するよう指導	
	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有			
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人的特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無				
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人的特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無		指導監督の実績及びその内容		
(2)所管法人の事務・事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無	有	無い場合、その理由		
	当該見直し結果の公表の有無	有	無い場合、その理由		
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無	-	無い場合、その理由		
	政策評価を活用しつつ、3～5年を目標に定期的、全般的な見直し	事務・事業自体の必要性	有	法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	無
		事務・事業を当該法人に行わせることの必要性（特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか）	有		無
		法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性			
		法令の規定に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性			
		その他	無		無
指導監督上補足すべき事項（指導監督基準の例外としている事項及びその理由 等）					
<p>・法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。 ・令和6年度末において基準未適合となっているが令和7年9月1日時点で基準適合となっている事項など、本資料に記載している令和6年度の状況に対して令和7年9月1日時点で既に重要な変更が生じている場合には、その概要及び年月日を記載する。</p>					